別添１

オンライン資格確認等システム利用規約（抄）

（禁止事項）

第２５条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

一　本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為

二　第21条第２項ただし書又は同条第４項ただし書の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報又は救急時医療情報を閲覧する行為

三～八　（略）

九　法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為

十　公序良俗に反する行為

十一～十四　（略）

２　ＤＸ審査支払機構は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。なお、サービス利用者の利用するシステム又は端末機器が、ウイルス感染又は不正侵入を受けた場合（疑いを含む。）についても同様とします。ただし、ＤＸ審査支払機構は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（利用規約に違反した場合の措置）

第２６条　前条第１項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、ＤＸ審査支払機構に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。 また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、ＤＸ審査支払機構にこれを報告するものとします。

2　前条第１項に違反する行為が悪質な場合、ＤＸ審査支払機構は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。 また、ＤＸ審査支払機構は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。

3　サービス利用者が、前条第１項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、ＤＸ審査支払機構は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること

二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること

4　ＤＸ審査支払機構は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。